

令和3年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和3年12月27日（月） 午前9時30分開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入来 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 室屋 智美
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川
農政総務課	主 幹 陣ヶ尾 主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農地法第3条の下限面積について 9 令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 10 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件 11 鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議	<p>長 開 会（午前9時30分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第9回総会を開催いたします。</p>
議	<p>長 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員、室屋委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、鳩宿委員、松下委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題1「農地法第3条許可申請に関する件」、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 6 ページ 17 件	
議 長	<p>それでは、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>4～5 ページ、番号 12～16 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、11 番委員をお願いします。</p>
11 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 12 号、譲渡理由：農業廃止、譲受理由：相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号 13 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 14 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 15 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 16 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号12～16号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>6ページ、郡山の番号17号につきましては、令和3度第7回総会において、「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は、報告事項になりますことをお知らせします。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、譲渡理由：労力不足、譲受理由：相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号17につきましては、第7回総会において「買受適格証明願に関する件」で審議済みですので、今回は報告事項になります。</p> <p>番号17号、その他、規模拡大、所有権移転、公売。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>番号7ですが、この方は、新規就農者ではないのですか。</p>
喜入支局	<p>この方は、地域で農業をずっとされてらっしゃるのですが、今回3条取得と併せて、利用権も結ぶようにしています。</p>
9番委員	<p>別件利用権番号18同時申請となっておりますが、こちらには新規と書いてあります。どちらが正しいですか。</p>
事務局	<p>新規と書いてありますのは、区分の所に書いてあると思います。これは更新ではなくて、新しく結ばれましたということで、新規就農という記載ではありません。</p>

9 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>番号8ですが、この方は新規就農となっています。3条調査書に農機具等の所有状況、農作業の従事状況は書かれておりますが、これは、新規の場合だけで、番号7の方の場合は、新規でないから書いてないということですか。</p>
事 務 局	おっしゃる通りです。
9 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2 . 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>7ページ～8ページ 5件</p>	
議 長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。まず、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場1, 299.00m²、周囲の状況及び被害防除計画、東...河川、西...雑種地、南...宅地、他人田、北...私道、境界...ブロック積、土留、雨水...私道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟68.01m²、庭敷地等227.99m²、東・南・北...本人畑、西...市道、本人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、共同住宅2棟295.38㎡、駐輪場9.00㎡、ボンベ庫1棟1.62㎡、駐車場等692.00㎡、東...他人田、西...宅地、他人田、南...市道、北...水路、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽。</p> <p>番号4号、九電柱2本0.15㎡、引込柱2本0.02㎡、太陽光支柱105本0.42㎡、フェンス支柱99本3.40㎡、東...他人畑、農道、西...他人畑、南...他人畑、水路、北...農道、境界...土留、雨水...自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、平成31年1月10日に許可を受けて農用地</p> <p>区域内農地にある自己所有の農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地において椎茸栽培の営農を行っております。</p> <p>この支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可は、支柱等の部分のみ一時転用許可となり、今回1回目の更新となります。</p> <p>詳細につきましては、支局職員より説明いたします。</p>
喜入支局	<p>ご説明いたします。</p> <p>更新条件として 営農の適切な継続の確保。 下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。となっております。</p> <p>営農の継続及び農産物の品質については、現地調査において確認しております。また、2割以上減収については、同年同地域の平均的な単収についてはデータがないため、鹿児島県森林技術総合センターに問い合わせを行い、原木1本あたり300グラムの収穫量との回答を得ており、当該申請の収量は3年間で延べ6,000本の原木の内、椎茸の場合、収穫までに18か月程度かかることから、収穫可能本数は3年間で延べ1,730本が対象となり、3年間の総収量676.28キログラムに対し先ほどの標準収量のデータによると原木1,730本に対する収量は519キログラムとなり、その8割は415.2キログラムとなるため、3年間の収量についても問題なく、また、鹿児島県森林組合の意見書にも収量については、順調であるとの意見書が添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟67.49㎡、庭敷地等223.51㎡、東・北...本人畑、西...私道、他人畑、南...市道、本人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、一時転用の番号4号は、農用区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>番号4の備考欄に椎茸栽培と書いてあるのですが、椎茸栽培は、農業か林業かどちらに該当するのですか。椎茸は農産物ではないと聞いています。</p>
事 務 局	<p>番号4の備考欄には椎茸栽培ではなくて、椎茸原木と記載してあるところですが、太陽光の下で椎茸を栽培するということにつきましては、全国にも事例がございます。営農型太陽光発電の下での椎茸栽培というのは、農地法上問題がないということです。</p>
7 番 委 員	<p>農産物という見方をしているということですね。わかりました。</p>
9 番 委 員	<p>同じく番号4ですが、一時転用期間が、令和7年1月9日迄となっておりますが、まだ先まで使用されると思われます。これは更新でずっといけるわけですか。何回まで更新できますか。</p>
事 務 局	<p>何回まで更新できるという規程は今のところはないです。ただ判断すると致しましては、収穫量が8割を満たない状態になった時には、その都度、更新の条件に当てはまるか判断していくことになると思います。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用区域内農地である番号4号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題3 . 農地法第5条許可申請に関する件 9ページ～13ページ 16件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟63.76㎡、庭敷地等372.24㎡、東...他人畑、西...宅地、他人畑、南...市道、北...県道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、建売住宅1棟99.16㎡、庭敷地等107.33㎡、東・南...市道、西...他人田、北...里道、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟121.73㎡、庭敷地等347.27㎡、東...宅地、西...里道、南...県道、北...山林、境界...ブロック積、雨水...県道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約10km離れた松元支所管内石谷町饅頭石との町境に位置し、旧鹿児島市が一般ゴミの最終処分場として埋め立て後、土地改良事業が実施された施行区域内にある昭和63年に換地処分を受けた「第1種農地」に該当します。</p> <p>なお、第1種農地の農地転用は、原則許可することはできませんが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4条に定めている「集落接続施設」に該当することから、転用許可は止むを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号4号、住家1棟101.85㎡、庭敷地等255.15㎡、東...宅地、市道、西・北...他人田、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、建売住宅2棟139.11㎡、庭敷地等265.99㎡、東・南...渡人畑、西...雑種地、北...市道、境界...コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、汚水...公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、建売住宅2棟163.12㎡、庭敷地等335.88㎡、東...農道、東・西...渡人畑、南...宅地、他人畑、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、資材置場1,459.00㎡、通路528.00㎡、転回場等841.00㎡、東...雑種地、西・北...他人田、南...河川管理道路、境界...土留、コンクリート擁壁、雨水...河川管理道路側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>申請地のうち1筆は、8・6災害の河川工事のため資材置場として利用されておりました。工事完了後もそのまま資材置場として利用されていたことから、資材の撤去と農地法の許可申請を指導してきましたが、今回、資材の撤去が済み、始末書添付で許可申請が出されました。</p> <p>他の4筆は平成27年と30年に3条取得されていますが、東側の山林からの湧水が流れ込み湿田となっております。排水対策をしましたが地下からの湧水が止まらず、推進委員にも手助けを頂き水稻耕作をしたものの収穫はほぼ無く、農地として使えない状態であるとのことから、今回これらの5筆を資材置場として許可申請がなされたものです。</p> <p>現地調査の際に、農地を転用するには農地法の許可が要ること、今後はこのようなことが無いよう強く指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、住家1棟82.39㎡、庭敷地等343.61㎡、東...市道、西・南...他人畑、北...里道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、駐車場175.00㎡、転回場等104.00㎡、東...宅地、西...水路、南...市道、北...宅地、他人畑、境界...コンクリート擁壁、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟115.20㎡、庭敷地等430.80㎡、東...他人田、西...宅地、南...農道、北...水路、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...水路放流、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.4kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、土砂処分場21,150.00㎡、沈砂池7,124.00㎡、残地森林19,714.00㎡、東・北...山林、市道、西・南...山林、境界...土留、雨水...市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明を行います。</p>

<p>松元支局</p>	<p>この件につきまして、補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から北へ約2.8kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、申請地を取得し、隣接する山林と一体利用した総面積47,988㎡を土砂処分場として転用しようとするものです。</p> <p>申請農地は4筆で 総面積は3,466㎡です。</p> <p>利用計画では、土砂処分場として21,150㎡、沈砂池として7,124㎡、残地森林として19,714㎡の申請地を含む全てを利用する予定です。</p> <p>また、隣接する山林については、鹿児島県の森づくり推進課と林地開発許可申請について協議中です。</p> <p>なお、申請地含む付近一帯において、旧松元町で国庫補助事業を導入して、茶団地を造成する計画があったため、平成17年1月、同町内の農地所有適格法人と個人のお茶農家とその計画地を取得しました。</p> <p>しかし、茶団地の一部は完成しましたが、今回の申請地及び一体利用地については、開発途中で政権交代により補助事業が廃止されたため、茶団地造成が中止となってしまいました。</p> <p>平成17年2月、当時の鹿児島市長に同組合から事業の継続に伴う要望書を提出しましたが、茶団地として完成することは、出来ませんでした。</p> <p>平成28年8月に鹿児島市内の建設会社から売買の相談があったことから、茶団地計画が頓挫した計画地のうち、山林部分につきましては、この建設会社へ売却しました。</p> <p>その後、さらに当該山林については、今回の申請人である鹿児島市内の産廃業者が買い取り、土砂処分場として、開発することになりました。</p> <p>その際、開発区域に今回の申請地である農地が含まれていましたが、転用許可を受けないまま土砂処分場として、使用していました。</p> <p>3条取得地の転用になりますが、本人たちの意思によらない、国の補助事業の廃止により、当該申請地での営農ができなくなった、ためであるなどの理由があることから、やむを得ないと思われます。</p> <p>しかしながら、農地転用の許可を得ずにすでに転用していることについては、始末書を添付させ、農地を農地以外の目的で使用する場合は、事前に農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう強く指導いたしました。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
-------------	--

3 番 委 員	<p>続けます。</p> <p>番号12号、農業用倉庫1棟89.31㎡、駐車場100.00㎡、通路等311.69㎡、東...市道、西・北...他人畑、南...里道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約3.5kmに位置する農用地区域内農地に該当します。</p> <p>原則として許可することは出来ませんが、令和3年12月に農業用倉庫として、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）がなされております。</p> <p>これは、不許可の例外である農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する「農地利用計画の指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可は、止むを得ないと判断します。</p> <p>番号13号、クヌギ200本11,118.00㎡、東...原野、西...市道、水道用地、南...水道用地、他人畑、北...他人畑、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、貸駐車場212.50㎡、貸資材置場56.25㎡、転回場等852.25㎡、東...宅地、西...雑種地、南...宅地、雑種地、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から北へ約3.0kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、申請地を取得し、隣接地で操業する法人に貸駐車場・貸資材置場として賃貸借するものです。</p> <p>なお、申請地は道路に接していませんが、同法人の所有する敷地内を通過して、市道に出入りします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、太陽光発電1,911.30㎡、法面等292.20㎡、東・西...渡人田、南...県道、里道、北...水路、境界...雑石積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>本件につきまして、補足説明いたします。</p> <p>申請地は郡山支所から北西へ約7.2km位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなうこととなります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けており、また、九州電力との系統連系に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>なお、申請地は、渡人が、平成25年に父から農地法第3条により贈与を受け、耕作しておりましたが、両親の死亡や自己の会社が多忙になったこと、鳥獣被害の増加などにより耕作できなくなり、今回、太陽光発電設備の会社へ売り渡すことになった旨の理由書が添付されております。</p> <p>番号16号、共同住宅1棟168.73㎡、駐車場294.30㎡、庭敷地等426.97㎡、東...他人田、西...市道、南...水路、北...河川、他人田、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12号は農用地区域内農地、番号3、10号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号12号、第1種農地である番号3、10号、転用面積が3,000㎡を超える番号11号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題４．非農地認定に関する件 １４ページ～１７ページ １２件	
議 長	次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、９番委員お願いします。
９ 番 委 員	ご報告します。 番号１号、調査結果：事務所兼工場１棟、２２年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、１４番委員お願いします。
１４ 番 委 員	ご報告します。 番号２号、調査結果：通路として２７年経過、現況道路。 番号３号、調査結果：キンチク竹・雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、６番委員お願いします。
６ 番 委 員	ご報告します。 番号４号、調査結果：２８１３：唐竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 ３００１：唐竹自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 番号５号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 番号６号、調査結果：４５２０－１：杉、孟宗竹自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 ４４８９．４４９７－１、４５２２：孟宗竹自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 番号７号、調査結果：５２２０－３：孟宗竹・雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 ５２４６、５２４７、５２４８、５２５０－１、５２５０－２：孟宗竹・ゴキ竹自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、１３番委員お願いします。
１３ 番 委 員	ご報告します。 番号８号、調査結果：車庫１棟、２１年経過、現況宅地。 番号９号、調査結果：通路として２２年経過、現況道路。 番号１０号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、１０番委員お願いします。
１０ 番 委 員	ご報告します。 番号１１号、調査結果：住家１棟、２４年経過、現況宅地。 以上です。

議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題5．農地利用変更届出に関する件 18ページ 2件	
議 長	次に、議題5.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、本局、9番委員お願いします。
9番委員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和4年1月15日、工事終了日：令和4年6月14日、周囲の状況：東...水路、西・南...市道、北...別件農変届番号2、境界...土留、ブロック積、法面保護、高さ...0.80m～2.20m、作物...野菜、搬入土...黒土。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和4年1月15日、工事終了日：令和4年6月14日、周囲の状況：東...水路、西・北...市道、南...別件農変届番号1、境界...土留、ブロック積、法面保護、高さ...0.80m、作物...野菜、搬入土...黒土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 6 . 農用地利用集積計画に関する件 19ページ～35ページ 29件	
議 長	<p>次に、議題 6 . 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>20ページ、番号 1 号につきましては、12 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、22ページ、番号 3 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、12 番委員、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、12 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(12 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 1 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 号、地目：田、面積 950.00㎡、権利の種類：所有権移転、売買。令和 3 年 12 月 28 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6 . 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 1 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、12 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(12 番委員着席後、7 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 3 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 22ページをご覧ください。 番号3号、地目：田、面積1,084.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。 令和3年12月28日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号3号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの27及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の19ページをご覧ください。 「議案第6号」、令和3年12月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転1件、990.00㎡、賃借権16件、23筆、30,392.00㎡。使用貸借権12件、13筆、12,661.00㎡。合計29件、37筆、44,003.00㎡です。 議案書の20ページから35ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、35ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議題 7 . 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 7 . 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、喜入、10 番委員お願いします。
10 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3 . 変更後の用途、一般住宅 4 . 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約 5 . 8 km に位置し、東側は宅地、西側は里道・他人畑、南側は他人畑、北側は市道に接している。 5 . 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 3 . 変更後の用途、駐車場 4 . 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約 2 , 7 km に位置し、東・北側は市道、西側は雑種地、南側は宅地に接している。 5 . 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7 . 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 8 . 農地法第 3 条の下限面積について 別冊資料 3	
議 長	次に、議題 8 . 「農地法第 3 条の下限面積について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の下限面積について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>但し、下限面積見直しの検討資料である「耕作又は養畜の事業に供している者の数」については、農林業センサスの「経営耕地面積10aきざみ農家数」を活用するとされていますが、2020農林業センサスのデータの提供が現在においても国から提供がないため、直近の2015農林業センサスのデータを使用しています。</p> <p>今後、国から2020農林業センサスのデータの提供がありましたら、総会においてご報告することとします。</p> <p>（1）農地法施行規則第17条第1項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 2015農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。</p> <p>（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。</p> <p>参考としまして、2ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通しください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>

7 番 委 員	農家の空き家がすごく多いです。農家の空き家に付いている農地が20アール未満の所が結構あります。家庭菜園付きの空き家売買、ここについて特例を設けられますか。空き家と同時に家庭菜園という形で作る場合、20アール未満でもいいようなことを何か検討できませんか。隣の日置市は既に導入して、空き家の売買件数が結構増えています。調整区域である小山田、皆与志というのは、特に空き家の売買は進まないです。売る人は農地まで一緒に売りたい。だけど20アールはないので、農地の異動ができないです。空き家まで同時に農地を売る場合には、特例を設けられないかという要望です。
議 長	これは、農業委員会の方ではなくて、市長部局が決めているわけなんです。県内では数ヶ所している所がありますが、鹿児島市は、空き家の条例は今のところ、考えていないという話でした。
7 番 委 員	農業委員会から提案してくださいという要望です。
事 務 局	その件につきまして、毎年市長への意見提出の時に、要望を出していただければと思います。
7 番 委 員	現在の農家の20アール未満が4割もあるということであれば、下限面積を下げているのではないですか。職権だけが動いていますよね。20アール未満が4割もある、農家としてやっているわけです。
議 長	その件については、全国的に20アールが最低のところですよ。
事 務 局	20アール未満の農家が40%もあるので、下限面積を下げればいいのではないかとご質問だと思いますが、先ほどご説明いたしました通り、農地法施行規則第17条第1項において、設定面積は全農家の40%を下らないように設定することということが定められておりますので、それに則りまして、鹿児島市の方では、20アール未満の農家が1,955戸、全農家戸数に対する40%の戸数が1,825戸になります。これ以上、20アール未満に設定いたしますと、40%を下ることになりますので、今現在は、20アールで提案をさせていただいたところです。 以上です。

事務局	<p>先程、ご質問のありました住宅付きの農地の件につきましては、少し検討した経緯がございます。7番委員がおっしゃられた通り、住宅付きについては、特例を認めている地域があることも事実でございます。先程、話がありました通り、鹿児島市において現状は、空き家対策に対する検討は、市長部局が行っていると。一方、他の地域でも数件ですが、そういう事例が出ていることも事実です。市長部局、具体的には建設局、今こう言った事例があるのは、一番は移住対策という形で、移住者に向けて情報提供していると。それで実際に購入する事例があることも聞いておりますので、この件に関しましては、移住推進室、いろいろな形で、そういった事例があれば、情報提供を頂きながら、適宜、検討していきたいと思っていますところ です。以上です。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8、「農地法第3条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題9 . 令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料4</p>	
議長	<p>続きまして、議題9「令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合っていたいただき、来月は最終的に提案を取りまとめていきたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」別冊資料4をご覧ください。</p> <p>それでは、提案内容について、説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>各地域から提案をしていただいたものを6つの項目に取りまとめました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有害鳥獣被害対策に関する事 2 遊休農地の解消や発生防止に向けた山間地における農地の基盤整備の推進等に関する事 3 農業後継者等の育成・確保等に関する事 4 食料自給率の向上や家族経営の保護等に関する事 5 農業受託制度の確立について 6 サツマイモ基腐病の防除対策について <p>この6項目のうち、番号1から番号4までは継続事項、番号5及び番号6につきましては、新たな提案となります。</p> <p>番号1から3までの項目中、新たな提案部分、及び番号4及び番号5の要点につきましては以下読み上げます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p>

1 有害鳥獣被害対策に関すること は、
電気柵を電池式からソーラー発電式のものに変更すること。

4 ページをお開きください。

湿田対策について

以前、耕地整理を行った田について年数がたったため、基盤整備を行ってほしい。また、湿田については利便性が悪いため、補助事業で畑へ利用変更してほしい。

遊休農地や耕作放棄地解消の推進について

農地として利用できる土地は耕作希望者に貸し出しを積極的に検討されるよう、土地所有者に指導強化をし、農地として使用しない場合は、ペナルティーを課すなどの処置が必要ではないかと思えます。

里道等の維持管理への助成

耕作地に接する利用されていない里道や畦畔の管理は、耕作者が行わなければならない、大きな負担となっている。負担軽減のために雑草抑制ネット設置を希望する。しかし設置が難しいのであれば、資材の提供をお願いしたい。

6 ページをご覧ください。

4 食料自給率の向上や家族経営の保護等に関すること のうち

食料安保法の制定について

我が国の農産物自給率は、非常に低くこれ以上低くならないよう対策が必要である。そのため、法律により自給率の目標を定め、農業政策・農家育成・農林行政を一体となって進める機関を省庁横断で設置してほしい。

7 ページをお開きください。

5 農業受託制度の確立についてでございます。

鹿児島市の農家も高齢者が多くなり、遊休農地や荒廃農地が年々増加している現状です。また、用水路におきましては、生活排水に使われ、水路自体汚染されており、水路作業も高齢者にとっては大きな負担となります。

高齢者の農作業負担を軽くすることにより、持続的な農作業ができ、遊休農地や荒廃農地の増加を防止できると思えますので、次のような農作業の受託制度を確立していただきたい。

農作業受託員の確保（退職者等の養成研修制度）

農作業受託員への農作業労賃の一部を県・市町村が助成する。

用水路の清掃及び管理作業。

6 サツマイモ基腐病の防除対策についてでございます。

数年前から、さつまいもの基腐病が全国的に蔓延し、大問題になっています。鹿児島県の基幹的作物となっているさつまいもが産地消滅の危機にあります。県の調査では74.5%、7,686haの畑で被害が出ています。

でんぷん用、焼酎用、青果用として栽培され、農家の貴重な作物となっています。台風等の災害に強く労働力の投下も少なくすむ作物であることから、次の事項について要求します。

減収分を補填すること

病気に効く薬を早急に開発すること

営農継続できるよう各種の支援策を農家の負担なく講じること

以上です。

よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 当該提案を基礎に各項目を取りまとめ、1月総会に諮りたいと考えていますが、皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「令和5年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第10回総会で再度まとめたいと思います。</p>
議題10. 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件 別冊資料5	
議 長	<p>次に、議題10.「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」を審議します。別冊資料5です。 それでは、運営委員から説明をお願いします。</p>
運 営 委 員	<p>議案第10号、「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」について、提案説明します。 別冊資料5をお願いします。 推進委員の委嘱については、農業委員会法第17条第1項に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されております。 推進委員についても、令和4年4月28日に任期を終えることから、次期委員の募集を行うこと等について、提案するものでございます。 内容につきましては、事務局から説明させます。</p>

事務局	<p>農地利用最適化推進委員の募集について、その概要をご説明申し上げます。 別冊資料5をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員について、令和4年4月28日に任期を終えることから、次期委員の募集を行いますので、その概要について説明します。</p> <p>推進委員の委嘱については、農業委員会法等に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定数は、18人 2 業務の内容は、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のための活動 3 地域ごとの定数は、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人 4 募集期間は、令和4年2月1日(火)から3月1日(火)まで 5 推薦及び募集方法、6 推薦を受ける者及び応募する者の要件及び7 推薦及び応募に関する状況の公表につきましては、農業委員と同じです。 8 委嘱手続については、農業委員会に設置した評価組織に対し評価の意見を求め、評価組織の評価の報告を受けた候補者について、農業委員会の総会に諮り、決定し、委嘱します。 9 任期は委嘱の日から農業委員の令和7年4月28日までの約3年間です。 <p>以上のとおり募集を行いたいと考えております。</p> <p>なお、この総会で承認を得た後、続けて開催される合同委員会において報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、運営委員、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」につきましては、原案のとおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題11. 鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて 別冊資料6</p>	
議長	<p>次に、議題11.「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を審議します。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>本日は、「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会のご意見を賜りたいと思います。</p> <p>早速、見直し案の説明に入らせていただきます。</p> <p>なお、各地区の推進会議で前もって説明しておりますので、主な見直しについてのみ説明いたします。</p> <p>第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」についてですが、「目標とすべき所得水準」につきましては、「認定農業者の目標所得390万円」「認定新規就農者の目標所得150万円」で、変更なしとしております。</p> <p>理由としては、他産業の従事者の所得が伸びていないためです。</p> <p>次に、第2「農業経営の基本的指標」についてですが、第1で設定した所得目標等を達成できる営農類型を、見直し前の20類型を17類型に見直しております。</p> <p>なお、22日の鹿児島市農業振興協議会において、「畜産＋水稲」の営農類型については、残すべきという意見があったことから、残す方向で検討しております。</p> <p>次に、第3の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」についてですが、担い手農家の農地の利用集積目標は、12年度に40%としたところです。なお、令和2年の集積は約16.6%と記しておりますが、約14%に修正をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。ご意見につきましてよろしくご審議下さいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7番委員	<p>見直しについて、特に異論はありませんが、3番目の農用地というものが、漠然として、本当に農用地なのかと言いたいところがたくさんあります。事例をとると、水路はない、道路はない、ただ農用地の範囲内に入っている。ある所は、田んぼに来る水が、道路が横断していて水路が破壊している。申請しても水路がないからできないと言われます。道路を管理する建設課に話をすると、水路がないから道路補修もできませんと言われます。明らかに道路の部分が壊れて、水が来ないとはっきりしている。そういう所が農用地に含まれている。だから農用地の見直しが先ではないかと言いたいです。いかがでしょうか。</p>
農政総務課	<p>ご指摘の件につきましては、私の立場からはお答えできませんので、関係各課と打ち合わせていきたいと思っております。</p>

9 番 委 員	認定農業者の所得が390万円となっておりますが、本市の他産業従事者の所得はいくらになっているかわかりますか。
農政総務課	平成30年度の鹿児島市の平均所得は449万円となっております。
9 番 委 員	農業所得を他産業並みにするというのを、政府等が言うのですが、この資料を見ても、390万と449万の差が農業者との間にあるというのは、どういう理由によるのですか。少なくとも、私は、他産業並みの所得に引き上げるべきだと思います。
農政総務課	ご指摘のとおり、本市におきましては、他産業並みの所得ということになっております。但し、地域の実情を勘案して決めてもよいということがございます。なお、これまでのこの所得につきましては、いろいろな意見がありまして、急に他産業並みの所得にというのは難しいという意見があった中で、390万となったということです。
9 番 委 員	現在の認定農業者の所得はいくらになっておりますか。
農政総務課	認定農業者の所得につきましては、毎年把握しているのではなく、認定農業者の申請した時に所得金額については把握しております。認定農業者の更新というのが、5年毎ありますので、今、174名認定農業者がおりますが、直近だけでなく、4年前の所得も方もありますが、それを含めまして、約310万円が平均所得となっております。
9 番 委 員	農業従事者はどんどん減る中で、所得が低いということから後継ぎが出ない、新規で自営で農業に従事しないという状況になっているわけです。少なくとも他産業従事者並みの所得を得られるように、これは農政の責任だと思っていただいて、もう少し所得が上がるように、農政がやるべきだと思います。それから、県の認定農業者の所得は430万となっておりますが、鹿児島市の違いは、なぜこういうふうに出るのですか。県と一緒にできないのですか。
農政総務課	鹿児島県におきましては、鹿児島県内の農業の産業の平均値をそのまま採用されているところでございます。

7 番 委 員	<p>他産業従事者は449万と回答がありましたが、ニュースを見ると、300万以下の所得の人が多くたくさん流れますよね。所得ではなくて収入はですよ。本市が450万近くの所得をあげているとは思えません。所得の把握というのは、どんな方法ですか。認定農業者が300万を超えているということですが、認定農業者は、殆ど確定申告していると思います。把握するために、確定申告書の確認とかそういうことはされているのですか。自分を例にとると、収入にとしては2,000万位あるわけです。ところが所得になると人を使っていると人件費もかかりますので、所得はマイナスなんです。他の認定農業者はどんな形でしたら、こんな数字になるのかなど。現実を見据えて出た数字かなと思います。例えば県が430万としていますが、何を根拠にそういうことを言うのかと思います。9番委員からも農業従事者が高齢化して、後継ぎがない、所得がないからと。サラリーマンは9割所得、商売人は4割所得といいますが、どこが鹿児島市の所得が449万に上げているのかと思います。データの出所、把握方法はどのようにしているのか。本当にこれ位所得が上がるようなことを農政が出来ればいいですが、390万といったら介護所得より高いんです。</p>
農 政 総 務 課	<p>今、ご説明いたしました所得につきましては、鹿児島県の統計協会からの資料に基づいて、出しております。</p>
7 番 委 員	<p>統計協会ということはわかりますが、本当にその数字が正確な数字なのかということなんです。それを検証するために、認定農業者の1割でもいいです。水稻農家は、殆ど利益は上がらないと思います。正確な数字が欲しいと思います。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	報告します。36ページです。 照会日：令和3年11月22日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年12月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2 . 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 37ページ～39ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。37ページです。 照会日：令和3年10月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年12月15日 鹿児島市長へ報告済。
3 . 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 40ページ～42ページ 13件	
議 長	報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	40ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は6件です。 登記地目別では、田12筆、5,221.61㎡、畑20筆、12,161.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が11件となっております。 41ページから42ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

4 . 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 43ページ～51ページ 26件	
事 務 局	<p>43ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、その他が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が20件、駐車場が3件、共同住宅が2件、合計25件となっております。</p> <p>44ページは、4条関係1件、45ページから51ページは、5条関係25件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5 . 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 52ページ 2件	
事 務 局	<p>52ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田、郡山地区で各1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
6 . 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料7	
議 長	<p>報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の10月分については、訪問戸数61戸、うち不在8戸、調査回答戸数53戸、貸出希望2戸30.00アール、借入希望1戸1.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,537戸、うち不在564戸、調査回答戸数5,100戸、貸出希望272戸5,662.38アール、借入希望54戸2,221.00アール、貸出実績16戸230.7アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和3年度第10回総会(月例)開催日時は、 1月28日(金)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>総会に引き続き、令和3年度第2回合同委員会を午前11時10分から開催いたします。</p> <p>農業委員の方の座席はそのままになります。時間になりましたら、席にお戻りくさいますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前11時)</p>